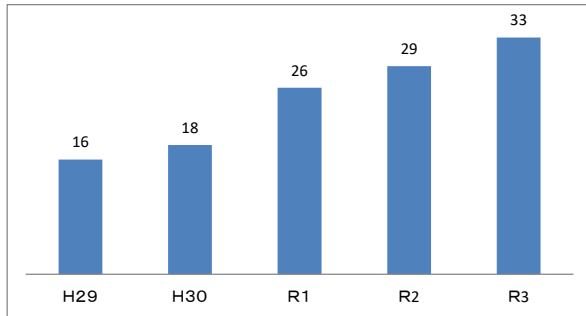


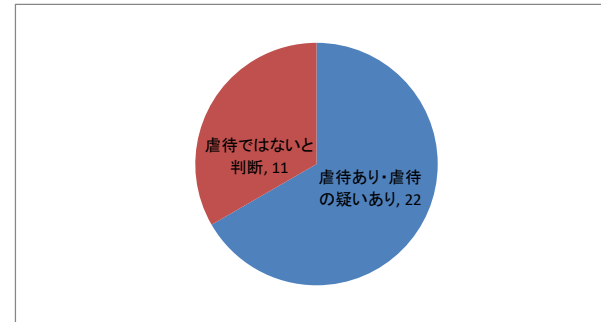
1 相談件数

令和3年度に通報等を受理した事例の総計。相談件数は年々増加傾向にある。これは、関係機関との連携強化や虐待防止に関する意識の高まりにより、虐待と疑われる事例が、相談に繋がり易くなった結果であると考えられる。なお、相談経路は警察からの連絡が最も多かった。警察と市が連携できていることで、警察からの連絡が年々増えている状況である。



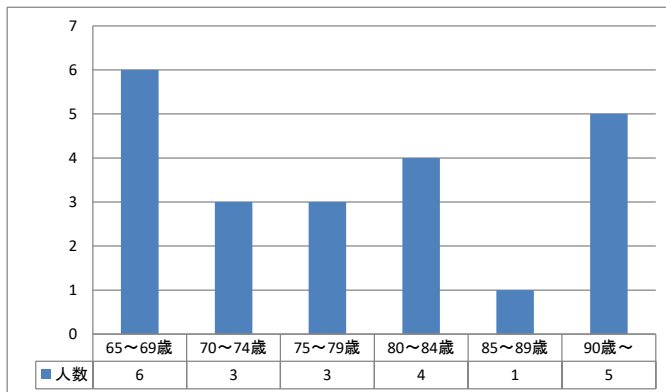
2 虐待の有無

年度内受理事例33件における虐待の判断内訳。虐待ではないと判断された11件は、一時的な家族間での喧嘩が虐待と認識され通報された事例であった。



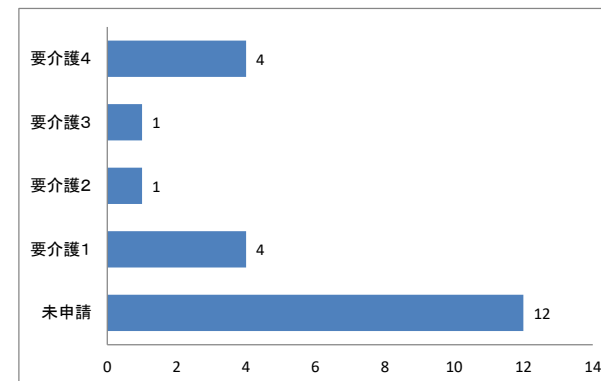
3 被虐待者の年齢

虐待を受けた者の年齢構成は以下のとおりである。若い世代も多いが、この世代の特徴は精神疾患や精神状態が不安定な配偶者や子からの暴言、暴力が多いことが挙げられる。被虐待者の支援と併せて虐待者へ集中的に関わる必要がある。90歳以上ではそのほとんどの原因が認知症への理解不足といった結果だった。



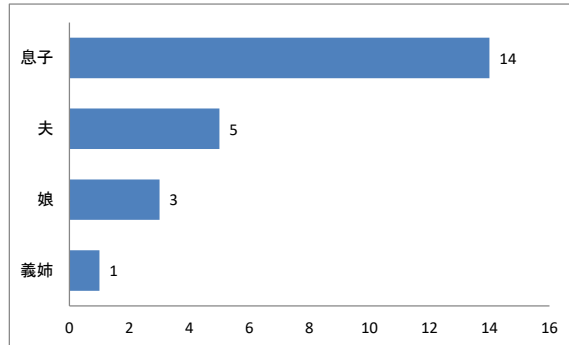
4 被虐待者の介護度

虐待を受けた者の介護度は以下のとおりである。虐待を受けた者の多くは60歳代、70歳代で被虐待者自身は元気だが、長年の家族の力関係が影響して虐待が発しているケースが多い。



5 虐待者の内訳(続柄) ※複数回答あり

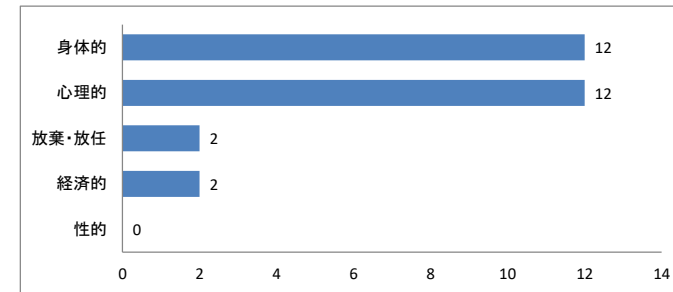
虐待者は息子が最も多い。精神疾患や精神状態が不安定で、苛立ちをおさえられないといったケースが多い。



6 虐待の種類(複数回答)

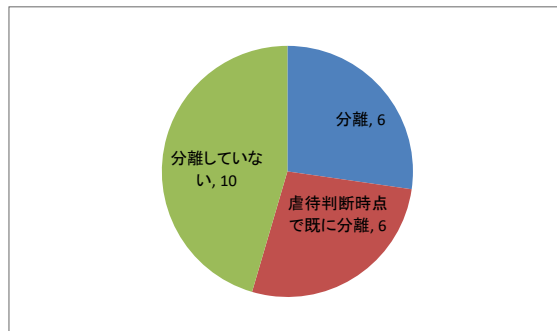
虐待有りまたは虐待が疑われる22件における虐待の種類の比較である。いくつかの虐待が重複して起きていることがわかる。

身体的虐待・・・叩く、蹴る等の体に危害を加えるもの。
 心理的虐待・・・暴言や罵る等の言葉による暴力等。
 放棄・放任・・・高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の家族等による虐待行為の放置等。
 経済的虐待・・・年金搾取や必要な金銭を渡さない等。
 性的虐待・・・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。



7 虐待認定後の対応

令和3年度に対応した虐待事例における被虐待者22人のうち、分離した件数は12件、分離していない件数は10件であった。分離以外の対応とは、虐待者に対する助言指導、介護サービスを増やすためのケアプランの見直し等がある。いずれの場合も、担当ケアマネージャーに対し、包括支援センターが後方支援を担っている。



8 近年の傾向

長年の親子関係、夫婦関係の悪さから、虐待に発展したケースが多い。虐待者の中には、精神疾患や精神状態が不安定な者も多く、そのことが家族関係悪化につながり虐待に発展しているケースもある。

何十年も対応が大変なことを家族の中で隠して生活し、被虐待者が高齢になり対応しきれず相談につながるケースもある。関係がこじれてからの介入は困難なことが多く、早期対応の大切さを感じている。

この2年間、コロナ禍で開催できていなかった高齢者虐待防止研修会を、今年はオンラインで開催する予定。高齢者に身近なケアマネージャーや介護保険事業所向けに開催する予定。この研修会の中でも早期対応の大切さを伝えていきたい。